

2. 産廃特措法の適用について

〔第13回対策委員会〕

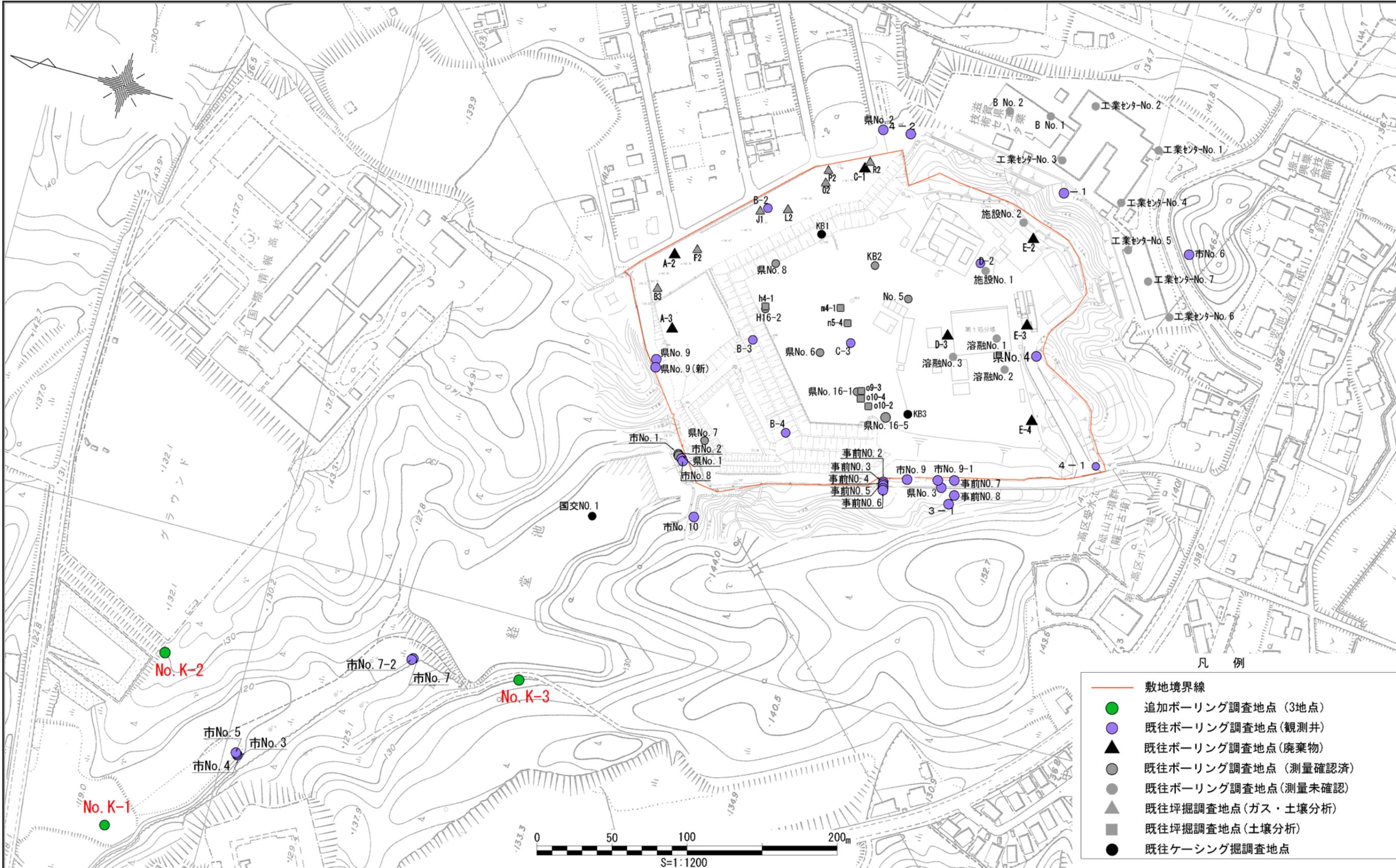
平成20年 3月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

< 目 次 >

資料 1 . 産廃特措法の適用について

1 . 措置命令について	- 2 -
1.1 措置命令	- 2 -
1.2 代執行	- 3 -
1.3 代執行における費用の徴収	- 4 -
2 . 支障除去のための実施計画	- 5 -
2.1 産廃特措法における支障除去のための実施計画の作成	- 5 -
2.2 実施計画の内容等	- 5 -



RD 最終処分場問題 ボーリング等調査地点位置図

1. 措置命令について

1.1 措置命令

措置命令は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日、法律第137号）』の第19条の5により次のように定められており、産業廃棄物の処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、当該廃棄物により生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれがあると認められたとき、都道府県知事がその処分を行ったもの等に対して、支障除去等の措置を講ずることを命ずるものである。

第十九条の五（抄）

産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、**生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは**、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、**必要な限度**において、**次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）**に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 当該処分を行った者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。）
- 二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者
- 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者
 - イ 第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
 - ロ 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
 - ハ 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
 - ニ 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
 - ホ 第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
 - ヘ 第十二条の三第七項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
 - ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者
 - チ 第十二条の五第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
 - リ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者
 - ヌ 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四 当該処分を行った者若しくは前二号に掲げる者に対して当該処分若しくは前二号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日、法律第137号））

「行政処分の指針について（通知）」では、『生活環境の保全上支障』、『必要な限度』および『命ずること』について、次に該当するものとしている。

- (1) 『生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき』について

「生活環境」とは環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3お項に規定する「生活環境」と動議であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。

「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。

このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。
- (2) 『必要な限度』について

「支障の程度および状況に応じ、その支障を除去しまたは発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならないこと」とされている。
- (3) 『命ずること』について

「同条は生活環境の保全を図るため都道府県知事に与えられた権限を定める趣旨であるから、不適正処分された産業廃棄物の種類、数量、それによる生活環境保全上の支障の程度、その発生の危険線など客観的事実から都道府県知事による命令の実施は必要とされている場合に、合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地がある」とされている。
- (4) 『処分者等』について

個人の場合：・実際に不適正処分を行った個人（不適正処分を直接行った従業者等）、
・不適正処分を指示し、あるいはこれを黙認するなど帰責性の存する個人事業主等を含む。

法人の場合：・不適正処分を指示した役員、不適正処分が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処分に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処分への関与が認められる役員等。
・特定の役員に会社業務一切を任せきりにし、その者による業務執行になんら注意を払わず、その結果それらの者による不適正処分を見過ごすに至った場合の代表取締役のように、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処分を招いたものと認められる取締役、監査役等の役員。

業務として不適正処分を行った場合：

・不適正処分を行った個人（従業者のほか、責任が認められる法人の役員等。

（業務として行われた場合について）

・従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合。

（法人役員の在任期間について）

・命令の時点で法人役員を辞任していた者も、不適正処分がなされた当時に個人としてこれに関与していた場合、ならびに役員在任当時、職務を行うにつき悪意または重過失が認められ、そのために不適正処分を招いたと認められれば、命令対象者。

法人の解散手続き開始後の取り扱い：

・命令対象者である法人の解散手続きが開始された場合であっても、清算手続または破産手続が終了するまで当該法人は存続するものであり、当該法人は命令の対象者となり得ること。

（当該法人の解散後も引き続き個人の責任追及は行われる）

第 19 条第 1 項第 4 号に該当する者：

・不法投棄などを斡旋又は仲介したブローカー
・これを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者
・許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、
・無許可業者に対して資金提供を行っていた者など他人の不適正処分に関与した者。

（第 19 条第 1 項第 4 号にいう『当該処分等をする』の解釈）

・処分状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者
・処理基準違反の状態を容易にし、または継続した者も「当該処分等をした者又は当該処分等をするのを助けた者」に該当得る。

第 19 条の 5 の命令の対象者が複数存する場合：

・措置命令を発出する順位について特段の定めを置いていないため、必ずしも不適正処分を実行した者に対する措置命令を先行させなければならないものではないとし、不適正処分を実行した者が所在不明になっている場合であっても、委託基準違反等違法性が認められる排出事業者、処理業者等に対しては積極的に措置命令を発出すべきものであるとしている。

1.2 代執行

廃棄物処理法では、処分基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合に速やかな代執行の実施による生活環境の保全を図るため、措置命令を受けた処分者等がこれを履行しないときなど、行政代執行法の特例として、簡易迅速な手続きにより代執行を行うことを第 19 条の 8 に定めている。

第十九条の八（抄）

第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、**都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。**この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 137 号））

1.3 代執行における費用の徴収

廃棄物処理法第 19 条の 8 第 5 項について、費用の徴収には行政代執行法第 5 条および第 6 条の規定が準用される。

第五条（抄）

代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条（抄）

代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

- 2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- 3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

（行政代執行法（昭和 23 年 5 月 15 日、法律第 43 号））

2. 支障除去のための実施計画

2.1 産廃特措法における支障除去のための実施計画の作成

産廃特措法では、支障の除去等の実施計画について次のように定めている。

第四条（抄）

都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。以下同じ。）内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。
（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 18 日、法律第 98 号））

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（以下、環境省告示第 104 号という）」では、実施計画を定めるに当たっては、「特定産業廃棄物に係る事案の概要として特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるかについて明らかにするとともに、生活環境の保全上達成すべき目標について明らかにするものとする」としている。

2.2 実施計画の内容等

産廃特措法では、支障の除去等の実施計画に定める事項について次のように定めている。

第四条（抄）

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県等の区域内において特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案
 - 二 前号に掲げる事案に係る特定産業廃棄物の処理の方法その他の支障除去等事業の内容に関する事項
 - 三 第一号に掲げる事案について、特定産業廃棄物の処分を行った者等（廃棄物処理法第十九条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等をいう。以下同じ。）に対し都道府県等が講じた措置及び講じようとする措置の内容
 - 四 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 都道府県等は、実施計画を定めるに当たっては、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を明確化するように配慮しなければならない。
- 4 都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条又は第四十四条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。
- 6 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 18 日、法律第 98 号））

「環境省告示第 104 号」では、産廃特措法の第四条 2 第 1 項～ 4 項に係る実施計画で定める事項について次のように記されている。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる

必要があると認められる事案について（第四条 2 第 1 項関係）

特定産業廃棄物に係る事案のうち、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、廃棄物処理法第十九条の八第一項各号のいずれかに該当するものについては、特定支障除去等事業として都道府県等自らが速やかに支障の除去等を行うこととし、実施計画を定めるものとする。

実施計画を定めるに当たっては、特定産業廃棄物に係る事案の概要として特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるかについて明らかにするとともに、生活環境の保全上達成すべき目標について明らかにするものとする。

なお、複数の都道府県等の区域にまたがっている特定産業廃棄物に係る事案については、当該事案に係る特定産業廃棄物が一体のものであるとして生活環境の保全上の支障及び周辺環境への影響を明らかにし、当該都道府県等の合意の下に当該事案に係る全体的な対策方針を共有した上で、各都道府県等において実施計画を定めるものとする。

事案に係る特定産業廃棄物の処理の方法

その他の支障除去等事業の内容に関する事項について（第四条 2 第 2 項関係）

特定産業廃棄物の処理の方法について

支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げる方法によることとし、これにより難しい場合にあっては、周辺環境への影響等をも勘案した上で、別の方法を採用することができることとする。

都道府県等は、支障の除去等の方法の選定における検討の状況、検討に用いた調査結果、特定産業廃棄物の処理の考え方を示すとともに、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用が適正であることを確認し、支障の除去等の具体的な方法を明らかにするものとする。

- ア 特定産業廃棄物等の掘削及び処理
- イ 原位置での浄化处理
- ウ 原位置覆土等

その他の支障除去等事業の内容について

特定支障除去等事業の実施期間

都道府県等は、特定支障除去等事業の事業期間及び終了予定時期について、廃棄物処理工程の段階等の区分に応じてあらかじめ明らかにするものとする。

事案について、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し都道府県等が講じた措置及び講じようとする措置の内容について（第四条 2 第 3 項関係）

特定産業廃棄物については、これまでも都道府県等により特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行政処分及び行政指導等が行われてきている。

しかしながら、指導を開始した時期が遅くなったり、法的効果を伴う行政処分が講じられていなかった等の理由により、不適正処分が継続し、生活環境の保全上の支障が生じることとなった事案が散見される。

このため、都道府県等は、特定支障除去等事業を実施する事案について、特定産業廃棄物が存在した事実を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期及び内容並びにその対応状況、特定産業廃棄物が存在する区域への立入検査の経緯及び確認した支障の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して廃棄物処理法に基づき行った報告徴収、立入検査、措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制等について第三者である学識経験者等を交えて検証し、その検証の結果を明らかにするものとする。

なお、これらの検証を行った結果判明した組織上又は個人の責任及び当該責任に関して都道府県等において講じられた措置等について明らかにするものとする。

支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項について（第四条 2 第 5 項関係）

1 特定支障除去等事業の実施時における周辺環境影響への配慮

都道府県等が支障の除去等を行う場合においては、事業を実施する区域の周辺、産業廃棄物の搬出路周辺等において、水質汚濁、産業廃棄物の飛散等の生活環境への影響が生じないよう、具体的な環境の保全のための措置を講ずるよう配慮するものとする。

また、特定支障除去等事業の実施に際して、周辺の生活環境のモニタリングを計画的に行うとともに、その結果を公表するものとする。あわせて、特定支障除去等事業の終了に際し、その事業効果を確認するためのモニタリング調査を行い、その結果を公表するものとする。

特定支障除去等事業において事故及び不測の環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時の関係者等に対する連絡体制、対応要領等について事前に整理するとともに、問題が生じた場合等にあっては、速やかに問題の解決を図るよう努めるものとする。

2 都道府県等相互の協力及び連絡調整

特定産業廃棄物には都道府県等の区域を越えて移動してきたものが多く見られることから、特定産業廃棄物が存在する都道府県等のみならず、特定産業廃棄物の排出事業者等が所在する都道府県等においても、当該排出事業者等に対する指導等を適切に行っていく必要がある。

このため、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する廃棄物処理法に基づく報告徴収及び立入検査を実施する場合には、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する都道府県等とが共同して行うこととする。また、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う特定支障除去等事業に要した費用の求償についても、これらの者が所在する都道府県等は、特定支障除去等事業を行った都道府県等の求めに対して積極的に協力するものとする。

複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案であって、それぞれの都道府県等が特定支障除去等事業を実施する場合には、当該事案に関する事業内容を一体のものとした全体的な対策方針を共有し、当該対策方針を踏まえてそれぞれの都道府県等が定める実施計画が効果的に周辺の生活環境の保全上の支障の除去等を行うものとなるよう、当該事業の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及、周辺の生活環境対策等について十分な調整を図るものとする。

3 国における関係都道府県等との連絡調整等

国は、都道府県等の支障の除去等に関する取組を促進するため、都道府県等における実施計画の策定状況及び事業実施状況について把握及び公表を行うとともに、特定産業廃棄物が存在する都道府県等と特定産業廃棄物の処分を行った者等が所在する都道府県等との調整を図ること及び情報交換の促進に努めるものとする。

また、国は、特定支障除去等事業が都道府県等において円滑に実施されるよう、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案については、関係都道府県等の間における全体的な対策方針等に関する調整及び情報交換の促進に努めるものとする。

4 関係市町村、住民への説明

特定産業廃棄物が存在する区域及びその周辺の市町村及び住民は、直接的間接的に生活環境の保全上の支障を被るおそれがあることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に当たっては、その事業内容等について十分な理解を求めていくことが必要である。このため、都道府県等においては、実施計画の策定段階において、事業の内容、処理方法、周辺環境対策等について関係市町村や住民に対する十分な説明と意見聴取を行うこととするほか、事業の実施段階においても、事業の進捗状況、処理等に関する情報を積極的に公開するものとする。

なお、関係市町村とは、特定産業廃棄物が存在する区域を管轄する市町村の他、通常の場合、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域を含む市町村を含むものであるが、地域の状況に応じて都道府県等が判断するものとする。

表1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号） 第三節（改善命令・措置命令に係る条項）

参照条項	本 文
措置命令 第19条の4	<p>一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適さない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該処分を行った者（第六条の二第一項の規定により当該処分を行った市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p>
措置命令 第19条の4の2	<p>前条第一項に規定する場合（第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>
第19条の5	<p>産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適さない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 当該処分を行った者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。）</p> <p>二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者</p> <p>イ 第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>ロ 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ハ 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>ニ 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ホ 第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>ヘ 第十二条の三第七項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>チ 第十二条の五第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p> <p>リ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>ヌ 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>四 当該処分を行った者若しくは前二号に掲げる者に対して当該処分若しくは前二号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p> <p>2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>
第19条の6	<p>前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項、第十二条の二第五項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> <p>2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>
生活環境の保全上の支障の除去等の措置 第19条の7	<p>第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。</p> <p>三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>4 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。</p>
第19条の8	<p>第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。</p> <p>三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部につ</p>

表1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号） 第三節（改善命令・措置命令に係る条項）

参照条項	本文
	いて、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲のものでなければならない。 5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
適正処理推進センターの協力 第19条の9	都道府県知事は、前条第一項の規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、環境省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

引用される法律

行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

表2 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業

事案の名称	規模等(届出数値)	生活環境保全上の支障	支障の内容	基本方針の概要
1 香川県土庄町豊島	処分業(土壌改良剤化処分に限定) ・埋立量: 562,000m ³ ・埋立面積: 69,000m ²	有害廃棄物に起因する浸出水が敷地外に流出し、周辺土壌・地下水を汚染している	ダイオキシン(39ng-TEQ/g, 28ng-TEQ/L), ヒ素(100mg/kg, 0.19mg/L), PCB(58mg/kg, 0.078mg/L), 鉛(14,000mg/kg, 26mg/L), カドミウム, 六価クロム, 総水銀, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロベンゼン, ベンゼンなどの多種多様な重金属・有機塩素系化合物が大量に存在	措置命令の主な内容 ・事業場の北海岸沿いに基盤層に達する鉛直止水壁を施工すること。 ・事業場への雨水の流入を防止するため雨水排水施設を設置すること。
2 岩手・青森県境不法投棄事業	(青森県) 最終処分場(一廃、産廃) 中間処理施設(堆肥化) (岩手県) 収集・運搬業 投棄禁止違反 ・埋立量: 671,000m ³ (427,800m ³) ・埋立面積: 11ha(10.69ha) ・埋立量: 205,000m ³ ・埋立面積: 16ha	産業廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。 本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に等しい周辺環境に支障が生じるおそれがある。 本県側現場に最終処分場は存在せず、本現場内に存在する特定産業廃棄物はすべてが不法投棄されたものであることから、本事業は「生活環境の保全上の支障」に該当するものである。 本現場には高濃度の揮発性有機化合物や重金属及びダイオキシン類による汚染が確認されている。また、医療系廃棄物を混合した特定産業廃棄物が場内に多く投棄されている。 当該廃棄物及び土壌は特定産業廃棄物等に該当する。	(廃棄物) トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, シクロヘキサン, 1,2-ジクロロエタン, シス-1,2-ジクロロエタン, アンチ-1,2-ジクロロエタン, ダイオキシン類(地下水) 硝酸+亜硝酸性窒素(14mg/L), テトラクロロエチレン, シクロヘキサン(9.5mg/L), 1,2-ジクロロエタン(0.12mg/L), シス-1,2-ジクロロエタン(0.84mg/L), アンチ-1,2-ジクロロエタン(2.0mg/L), トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ダイオキシン類(4.7ng-TEQ/L), 1,1-ジクロロエタン, 四塩化炭素, 砒素, フッ素 ・最終処分場以外の場所での不法投棄(法第16条違反) ・地下水基準を大きく超える主な有害物質 硝酸+亜硝酸性窒素(62mg/L), 鉛(0.083mg/L), BOD(4800mg/L), COD(1700mg/L), T-N(690mg/L), T-P(52mg/L), シクロヘキサン, 1,2-ジクロロエタン, シス-1,2-ジクロロエタン, アンチ-1,2-ジクロロエタン, 砒素, フッ素, ダイオキシン類	・馬淵川水系の環境保全を目的に、汚染の拡散防止を最優先することを基本方針とする。 ・不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。 ・最終処分場ではない一般地に不法投棄した廃棄物は支障物として全量撤去する。
3 須玉町日向処分場	安定型自社廃棄物処分場(安定5品目) ・埋立量: 130,000m ³ (29,999m ³) ・埋立面積: 5,838m ² (2997m ²)	法面は廃棄物が露出しており、その法面勾配も著しく急勾配である。また、下流民地側約400mに渡って廃棄物が流出している。 県の水質検査においては生活環境の保全に支障を与える数値は検出していないが、処分場下流域の住民からは、県に対し浸出水等の改善を求める陳情書が提出されている。	・廃棄物の崩壊 ・廃棄物を30mの高さで、最大90°の急勾配で埋立 ・悪水の流出 ビスフェノールA 28,000µg/L(基準無し)	・埋立廃棄物の飛散・流出(崩落)防止措置 ・処分場への雨水浸透防止による浸出水に起因する水質汚濁の防止 ・また、処分場からの浸出水の水質検査からは有害産業廃棄物に起因する物質が生活環境の保全上支障となるような数値では検出されていないことから、特定支障除去等事業の対象となる廃棄物には有害産業廃棄物は含まれていないと判断。
4 能代産業廃棄物処理センター不適正処分事業	管理型最終処分場 安定型最終処分場 中間処理施設(廃油等の焼却) ・埋立量: 1,010,000t ・埋立面積: 12ha	平成10年以前に不適正に埋立処分された産業廃棄物に起因する発ガン性の疑い等のあるVOCを含む汚染地下水の処分場外への滲出が長期にわたって続いており、環境基準を上回っている。	・地下水基準を超える主な有害物質 シクロヘキサン(0.86mg/L), トリクロロエチレン(0.57mg/L), テトラクロロエチレン(2.65mg/L), 1,2-ジクロロエタン(0.86mg/L), 1,2-ジクロロエタン, シス-1,2-ジクロロエタン, アンチ-1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエタン	・地域の環境保全を図るため、環境保全対策部会の提言や国の行政処分に関する通知を踏まえ、「現場内処理」を基本とする汚水処理等の維持管理等の環境保全対策を行うとともに、汚染地下水による支障の除去をするための汚染拡散防止対策を講ずる。
5 桑名市五反田地内環境修復事業	安定型自社最終処分場 許可不要の小規模処分場 投棄禁止違反 ・埋立量: 30,000m ³ ・埋立面積: 19,700m ²	近接している嘉例川は農業用水として利水されており、下流で合流する員弁川は桑名市の水道水源である。これらの河川には漁業権が設定されている。汚染物質が河川に流出することになれば、生態系への影響や生活環境の保全上重大な支障を及ぼすだけでなく、人の健康への影響も懸念される状況にある。	・基準を超える主な有害物質 (廃棄物) トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, シクロヘキサン, 1,2-ジクロロエタン, 1,3-ジクロロベンゼン, ベンゼン (地下水) トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, シクロヘキサン, ベンゼン (浸透水) シクロヘキサン, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン	不法投棄現場の汚染修復については、次の理由から全量撤去は現実的には困難であり原位置(オンサイト)で処理することとする。 投棄された廃棄物に含有される有害物質が複合的であり、投棄された量も多いことから、受入施設が極めて少なく、処分先が三重県内にはなく、県外への搬出が必要であることから、処理に長期間を要し、また、膨大な経費がかかること。 現場からの搬出に伴う二次汚染の発生等が懸念されること。 掘削除去にあたり、有害物質がガス化したり、地下水中に拡散することが懸念されること。
6 上越市三和区宮崎新田	中間処理施設(破碎) 保管基準違反 ・埋立量: 14,000m ³ (木くず) 4,600t(燃え殻) (許容保管量70t)	木屑が約13mに積み上げられており、保管基準を超え、場外への飛散流出する恐れがある。また、燃え殻の流出により灌漑用の溜め池等の水質・底質に影響を及ぼし、農業へ影響を及ぼすこと。また、周辺へ飛散することにより、近接観光地や隣接民有地等への影響を及ぼす恐れがある。	・廃棄物の保管基準違反 木くずの積上高約13mで、最大斜度が50度以上の勾配	・木屑の選別及び一部撤去による崩落防止対策 ・燃え殻の全量撤去による飛散・流出防止措置
7 敦賀市民間最終処分場	管理型最終処分場(産廃、一廃) ・埋立量: 1,190,000m ³ (197,998m ³) ・埋立面積: 80,000m ² (16,817m ²)	管理型最終処分場から漏出した排水基準を超える浸出液が、農業用水や下流域の水源井戸の涵養源となっている木の芽川に流出し、下流域の農作物や井戸水等への影響を及ぼす恐れがある。	・排水基準を超える主な有害物質 保有水: 水銀, シクロヘキサン, 砒素, 鉛(0.04mg/L), アンチ-1,2-ジクロロエタン, フッ素, 砒素, ダイオキシン類, BOD, SS, T-N, n-ヘキサン抽出物質, 溶解性鉄, 溶解性マンガノ, 銅, 亜鉛, 大腸菌群数 地下水: 鉛, 砒素, ダイオキシン類, BOD, SS, T-N, n-ヘキサン抽出物質, 溶解性鉄, 溶解性マンガノ, ビスフェノールA	現状の調査結果を踏まえて次の基本方針を表明している 廃棄物撤去の必要性はないこと 木の芽川への浸出水の漏水を防止する必要があること。 遮水壁による漏水防止は可能であること。 遮水シートからの浸出液の漏水を抑制するため保有水の水位を低下させる必要があること。 処分場の崩壊の危険性はないこと。
8 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場	安定型最終処分場 中間処理施設(焼却) ・埋立量: 1,027,000m ³ (354,435m ³) (区域外214,996m ³) ・埋立面積: 87,500m ² (67,398m ²)	硫化水素については、民家が直近に位置するという本処分場の特殊性から低濃度であっても生活環境保全上の支障が発生するおそれがある。 悪臭については、敷地境界において宮城県等の悪臭防止法規制地域での敷地境界規制基準(臭気指数15)を超える臭気を検出されており、民家が直近に位置するという本処分場の特殊性からも生活環境保全上の支障がある。 廃棄物については土壌含有量基準及び土壌環境基準(=土壌溶出量基準)を、廃棄物層内の保有水については地下水環境基準を超過する項目があることから、これらが廃棄物層から周辺へ拡散した場合は生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。 現段階では処分場直近の地下水は地下水環境基準を満たしており、直ちに対策を要するものとはならないが、安定型処分場として、遮水シートや水処理施設のない構造を勘案すれば、地下水経路による生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。	(有害ガス及び悪臭) 硫化水素 1,400ppm(>0.02ppm), 臭気指数 16(>15) (廃棄物) 該当なし (土壌環境溶出量) 鉛, 総水銀, 砒素, ふっ素, アンチ-1,2-ジクロロエタン(土壌環境含有量) 鉛, カドミウム (地下水) 地下水基準を超える物質は不検出であるが、鉛や砒素が検出されることがある。また、自然界に存在しないジクロロエタン等も確認された時期もある。 (浸透水) シス-1,2-ジクロロエタン, 砒素, フッ素, 砒素, ダイオキシン類, BOD	・当該処分場に埋め立てられている廃棄物は、有害産業廃棄物の判定基準を超える有害物質等を含む性状にはならないことから産業廃棄物を撤去する必要はないと判断し、「有害ガス及び悪臭並びに浸出水拡散による生活環境保全上の支障等」を除去するために、現況の環境を保持しながら雨水浸透防止による「ガス発生抑制策」及び必要に応じた「汚染された浸出水の拡散防止対策」を実施するものとする。